

令和7年度鹿児島県社会的養護自立支援拠点事業業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、鹿児島県が実施する社会的養護自立支援拠点事業を委託する設置運営事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務委託に係る仕様

別紙「令和7年度鹿児島県社会的養護自立支援拠点事業業務委託仕様書」のとおりとする。

3 委託条件等

(1) 履行期間

契約締結した日から令和8年3月31日まで（準備期間含む。）

(2) 委託金額の上限

38,293千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
内訳については仕様書のとおり。

4 応募資格

公募型プロポーザルに参加できるのは、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を有するものであること（本事業を実施するために新たに設置する場合を含む）。
- (2) 養護施設退所者等の自立支援に関して実績があり、社会的自立支援拠点事業を適切に履行できる者であること。
- (3) 本事業の実施について、県からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の各号に該当しない者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事案があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (6) 参加申込書の提出の日から設置運営事業者候補者を選定するまでの間に、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

- (8) 主たる事業所の所在地の県における直近1事業年度の県税の滞納がないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいないこと。

5 スケジュール（予定）

令和7年4月10日（木）	プロポーザル実施要領等の公表
令和7年4月16日（水）	質問受付期限
令和7年4月22日（火）	質問回答
令和7年4月23日（水）	参加表明書受付期限
令和7年5月9日（金）	企画提案書提出期限
令和7年5月9日（金） ～令和7年5月16日（金）	応募書類の内容確認・審査
令和7年5月中旬	審査結果通知
令和7年5月下旬	契約の締結（委託業務の開始）
令和7年6月	開設準備
令和7年7月1日（火）	社会的養護自立支援拠点事業所の開設

※ 書類の提出はすべて、午後5時必着とする。

6 質問及び回答

企画提案の応募を希望する者で、本業務に関する質問等がある場合は、次により必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年4月16日（水）午後5時まで
- (2) 提出書類
質問書（第1号様式）
- (3) 提出方法
文末記載の宛先へメールで提出

※ 送付後，到達確認のため，提出先宛て電話連絡すること。

(4) 回答

質問に対する回答は，次のとおり行う。ただし，質問又は回答の内容が，質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては，質問者に対してのみ回答する。

- ① 回答方法 鹿児島県ホームページ
- ② その他 提出期限までに到着しなかった質問書については，原則として回答しない。

7 参加申込手続き

企画提案の参加を希望する者は，次により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月23日（水）午後5時まで

(2) 提出書類

- ① 参加表明書（第2号様式）
- ② 誓約書及び役員名簿（第3号様式）
※ ②については，鹿児島県警察本部に照会するために使用する。

(3) 提出方法

文末記載の宛先へメール提出

※ 送付後，到達確認のため，提出先宛て電話連絡すること。

8 企画提案書等の提出手続き

7の参加申込手続きを行った事業者は，次により企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書等の構成等

- ① 企画提案書届出書（第4号様式）
- ② 団体に関する概要書（第5号様式）
- ③ 企画提案書（第6号様式）
- ④ 業務に要する経費見積書（第7号様式）
- ⑤ 活動実績（第8号様式）
- ⑥ 添付書類
 - ア 定款，寄付行為又はこれらに類する書類
 - イ 登記簿謄本（法人の場合のみ）
 - ウ 直近の事業年度の事業報告書及び決算（見込）書
 - エ 団体の概要が記載されたパンフレットなど

オ 納税証明書（都道府県が発行する納税証明書（都道府県税について未納がないことの証明））

(2) 提出部数

6部（正本1部，副本5部）

※ ①から⑥を1セットとし，左上をクリップで留めること。

(3) 提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

文末記載の宛先へ直接持参又は郵送

※ 郵送の場合は，期限までに必着とし，送付した旨を電話で連絡すること。なお，天災を除き，輸送中のトラブル等は考慮しない。

(5) 提案辞退

企画提案書の提出後に提案を辞退する場合は，令和7年5月13日（火）までに辞退届（任意様式）を直接持参又は郵送すること。

9 審査

(1) 審査方法

令和7年度鹿児島県社会的養護自立支援拠点事業設置運営事業者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において，設置運営事業者候補者選定する。

提出された書類について，必要に応じてプレゼンテーションを求めることがある。この場合，応募者に，その日時及び場所を別途連絡する。

選定委員会において，最も内容が優れていると評価された企画提案者を設置運営事業者候補者とする。

なお，企画提案者が1者の場合も審査は実施し，総得点の6割以上である場合に当該提案者を設置運営事業者候補者とする。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 選定結果の通知

審査結果に基づき，設置運営事業者候補者を選定し，選定後，速やかに書面で結果を通知するとともに，県ホームページ上で公表する。

なお，審査結果についての異議申立ては，一切受け付けない。

10 契約

受託者決定後は，県と協議の上，事業内容等を決定することとし，その結果，企画提案の内容や金額等を変更する場合がある。

(1) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
なお、本契約は企画提案方式で実施するものであり、審査結果により契約の相手方が特定されるため、単独見積とする。

(2) 契約保証金

鹿児島県契約規則第33条第1項第9号の規定により、契約保証金の納付は免除する。

11 その他留意事項など

- (1) 本募集に応募するための一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本公募要領に示した参加申込資格を満たさない者、提出期限内に提出しなかった者及び提出資料に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は、無効とみなす。
- (3) 企画提案書は、1者1提案のみとする。
- (4) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは原則認められないが、県から書類の不足・不備の補完、内容確認のため、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 必要に応じ、提出された応募書類の内容について、関係機関に照合する場合がある。
- (7) 本事業の一部を第三者への委託により実施する場合は、その内容（委託先・委託料等）を事業計画書等に明記すること。
- (8) 企画提案の採否の結果については、書面により通知する。
- (9) 仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、選定された設置運営事業者候補者と県との協議により決定する。
- (10) 応募内容と実際面で重大な乖離が判明した場合及び協議が整わない場合は、選考結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行う。

12 提出・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども福祉課子ども福祉係

T E L : 099-286-2771 (直通)

E-mail : j-hukushi@pref.kagoshima.lg.jp